

太田市立太田東小学校「いじめ防止基本方針」

第1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(いじめの定義)

いじめとは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 学校の実態把握

- 朝の健康観察による日々の児童の実態を把握する。
- 月1度の「学校生活アンケート」(**別紙1**)や、学期ごとの学級力アンケート「わたし・ぼくの学級」(**別紙2**)を行い、実態を把握する。
- QUやSQS、C&Sによる客観的な調査により実態を分析して把握する。
- 授業中はもちろん休み時間や清掃時などの中で、児童個々の問題的な言動を捉えるようにし、実態を把握する。
- けんかやふざけ合いがあっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかを判断する。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

(1)「学び合い」のある授業

- ペア学習や班学習などによる「学び合い」により、児童同士が互いに高め合い、確かな学力を身に付けられるようにする。
- 課題を工夫することで、児童一人一人が自分の意見をもてるようにし、互いの考えを認め合える態度を育てる。

(2)「心を育てる」授業

- 道徳教育や体験的活動を重視した授業を行うことで、互いを信頼したり協力したりすることができる態度を育てる。

(3)「規律ある」授業

- チャイム着席や「発表の仕方」、「話の聞き方」などの学習訓練の指導を、全学級で行う。

(4)「見せ合う」授業

- 教職員が互いに授業を見せ合うことで、「わかる」「楽しい」授業づくりを目指す。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

(1)学級経営の充実

- 1年間または6年間の見通しをもった学級経営を計画的に行う。**(別紙3)**

(2)社会体験や交流体験を計画的に行う。

【年間指導計画】

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
4 月						
5 月	・遠足 異学年ブラッ シング	・遠足	・遠足	・遠足	・林間学校	・遠足 ・異学年ブラ シング
6 月		・異学年ブラ シング		・異学年ブラ シング	・林間学校	
9 月	・運動会	・運動会	・運動会	・運動会	・運動会	・運動会
10 月	・全校遠足	・全校遠足	・全校遠足 ・異学年ブラ シング	・全校遠足	・全校遠足 ・異学年ブラ シング	・全校遠足
11 月	・花いっぱい 交流活動（敬 老会）	・花いっぱい 交流活動（敬 老会）				・修学旅行
12 月	・もちつき大 会	・もちつき大 会	・もちつき大 会	・もちつき大 会	・もちつき大 会	・もちつき大 会
1 月	・動物ふれあ い教室	・動物ふれあ い教室				

※学期に 1 回、縦割り班による遊びの集会がある。

3 いじめに関する学習に関する取組

(1)いじめについての基本的な理解に関する学習

- 各学年の発達段階に応じたいじめについて理解できる場（学活など）を設定する。
- ロールプレイやソーシャルスキルなどを活用し、加害者・被害者の気持ちを理解させた上で、いじめについて考えさせる。

4 いじめをなくすための児童会の取組

(1)朝のあいさつ運動

- 定期的に、児童会本部役員が登校時の校門や、朝会時の出入り口で、あいさつを気持ちよく交わすことで、つながりが生まれ、いじめ撲滅の一助となる。

(2)「太田東小いじめ撲滅5ヶ条」の普及活動

- 毎週金曜日の児童会本部による生活目標チェックの中で、「太田東小いじめ撲滅5ヶ条」を学級の全員で復唱し、いじめ防止への意欲を向上させる。

(3)いじめ防止集会

- 学期に 1 回、児童会本部が中心となり、毎月の「いじめのない、なかよし学校をつくるためのアンケート」の結果報告や、いじめ対策についての発表を行う。

(4)花いっぱい交流活動

- 園芸委員・3年生を中心に、「人権の花」を種から苗へ栽培をし、それを敬老会の人たちと一緒に植えることで、花へのいたわり、人との関わりを学ぶ機会とする。

(5)いじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止会議に参加

- 児童会本部役員がいじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止会議に参加し、そこでの様子や内容を全校児童に伝え、いじめ防止に対する意識を高める。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

(1)いじめについての学校と保護者、地域の共通理解

- 「学校だより」や「学級通信」、ホームページ等を通して、いじめに関する学校の取組を丁寧に伝えていく。
- 学級懇談会や学校評価、地区の公開ケースなどを活用して保護者や地域の考えを受け取ることで、学校・保護者・地域が、いじめについて共通理解を図ることができるようにし、子ども達への支援をさらに充実させていく。

第4 早期発見の取組

1 児童の些細な変化に気づく取組

(1) 担任による朝の健康観察や、全教職員による休み時間等の実態観察

○朝の健康観察時における返事の様子や顔色、休み時間の言動、友達との交流の様子等を全職員で観察し、気になる場合は担任及び生徒指導主任、教頭に連絡する。

(2) 担任による家庭学習等のノート指導や日記指導

○各教科のノートや家庭学習ノートの記述の様子を指導する中で、児童の変化を注意深く読み取ったり、日記指導において記述の変化に細心の注意を払ったりする。

(3) 保護者との連絡・相談

○家庭での様子について機会をねらって聞いたり、学校での変化を伝えたり、保護者から相談を受けたりすることで、いじめに対する実態を把握するようにする。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

(1) 生徒指導ファイルへの記入

○全教職員が全児童を見守る中で、気になったことは、パソコンの生徒指導ファイルに書き込んで、誰もが閲覧できるようにする。

(2) 臨時生徒指導・教育相談部会の開催

○要注意児童の担任や生徒指導主任が部会の開催が必要と考えた時は、随時、臨時生徒指導・教育相談部会を開き、今後の対策を練っていく。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

(1) 臨時生徒指導部会・教育相談部会の継続的な開催

○要注意児童及び周囲の実態について担任がまとめて報告し、対応策を練っていく。

○対応策について関わる教職員が実践をし、その様子をC4t hに逐一まとめて、全教職員に報告する。

○いじめの実態の変化について会議が必要と感じたときは、生徒指導主任が部会を開催する。そして、いじめが解消するまで、担任を支援しながら全教職員にいじめへの対応を依頼し続ける。

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

(1) いじめの疑いの発見

○発見した教職員は、教頭に連絡

(2) いじめの有無の確認

○校長・教頭・教務・担任・生徒指導主任・発見教職員における話し合いで、状況についての共通理解を図り、役割分担を決定する。

○有無に限らず、被害児童や加害児童、周囲の児童から状況を聞く。

○状況収集後、校長・教頭・教務・担任・生徒指導主任・発見教職員における話し合いでいじめの有無を決定する。

無の場合：全体指導によって、誤解されるような行動をしないことを約束させる。

有の場合：まず、教頭は市教委へ「いじめの一報」をする。その後は以下のように組織を編成する。

(3) 臨時生徒指導・教育相談部会の開催

○状況について教頭がまとめ報告する。担任がさらに今までの様子を補説し、対応策を練る。被害者、加害者、周囲の該当児童についての指導法や被害者、加害者、該当児童の保護者への連絡内容や役割分担を決定する。

(4) 被害者、加害者、周囲の該当児童への指導

○スクールカウンセラーの協力のもと、担任を中心に、被害児童→周囲の該当児童→加害児童の順で指導を行っていく。加害児童が納得しない場合は、随時、教職員の話し合いを行い、対応していく。

(5) 被害者、加害者、周囲の該当児童の保護者への対応

(6) 関係諸機関への連絡

(7) 被害児童へのサポート

○いじめ解消まで全職員で見守る体制を整えておく。何か起きた場合は、(3)から(6)を繰り返し、粘り強く指導を行っていく。

(8) 単に謝罪をもって安易に解消とせず、3ヶ月以上いじめがやみ、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって解消とずる。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

(1) 被害者児童への支援

○被害児童に「いじめられている側には問題はない」という意識をもたせ、全職員で守ることを約束し、安心して学校生活を送れるようにする。

(2) 保護者への支援

○担任及び管理職が家庭訪問を行い、いじめの実態と対応策等を説明する。

○被害児童が、安心して学校生活を送れるよう約束をする。

3 加害児童、その保護者への助言

○保護者に来校してもらい、加害児童を交えて状況説明をする。

○いじめをしている時の加害児童の心情を考え、原因を探ったり改善策を考えたりする。

○加害児童が二度と同じ過ちを犯さないよう、また、被害児童にならないよう見守ることを約束する。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

○該当児童に対して、いじめを見過ごすことがなぜ悪いのかを理解させ、どのような態度をとればよかったのかを考えさせる。

○状況に応じて、個別に指導したり保護者に状況報告をしたりすることで、「いじめをしない、させない」気持ちを育てていく。

5 関係機関との連携

(1) 市教育研究所や群馬県いじめ対策室との連携

○状況把握から対応策までをまとめ、相談員に報告する。経過報告をするとともに、訪問観察を受ける中で、いじめの実態を客観的に捉え学校の体制を評価してもらう。事態が好転しない場合は、打開策を考案してもらう。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

○太田東小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（**太田東小いじめ防止対策委員会**）とする。

2 組織の構成

校長（委員長）、教頭、教務、生徒指導主任（副委員長）、教育相談主任、各学年主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校評議員

3 役割

委員長・・・全体統括（校長）

副委員長・・・議題の提案（生徒指導主任）

連絡調整・・・教頭

司会進行・・・教務

指導助言・・・教育相談主任・各学年主任・スクールカウンセラー・学校評議員

4 役割に応じた対応

校長（委員長）・・・全体統括し指示をだす

生徒指導主任（副委員長）・・・議題の提案をする。

教頭（連絡調整）・・・学校内部の情報収集や連携と外部との連絡調整をする。

教務（司会進行）・・・いじめ防止対策委員会の司会進行をする。

教育相談主・任各学年主任・スクールカウンセラー・学校評議員・・・支援や助言

5 年間計画の策定（別紙4）

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止取組(未然防止)

(1)情報モラル教育の推進

- 情報モラル教育によって、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するための的確な判断ができる力を身に付けさせる。
- インターネットを安全かつ効果的に活用するために、判断力・自制力・責任能力・想像力の4つのメディアリテラシーを身に付けさせるよう、各教科で計画的に取り組む。

(2)講習会等の活用

- インターネット安全教室を開催し、外部講師から最新情報等を受け取ることで、実際のインターネット活用方法を理解させる。

2 早期発見の取組

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

3 いじめに対する措置

(1)事実の確認

- 被害児童本人及び保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、書き込みの実態を把握する。

(2)対応方針の検討

- 「太田東小いじめ防止対策委員会」で実態報告や対応方針を検討する。

(3)児童への対応

- 被害児童への対応(不安の共感的理解)、加害児童への対応(書き込み者がわかっている場合)、周囲の該当児童への指導(必要と判断した場合)等、現実の学校生活等における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

(4)インターネット上の対応

- 書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させる。しかし、特定できなかった場合には、被害児童または学校が削除依頼をする。

(5)事後の経過の確認

- 書き込みを削除できた場合でも、再び書き込まれる恐れがあるので、被害児童の心のケアをするとともに、その後の書き込み状況も継続して確認する。

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

(1)重大事態とは

- 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、相当の期間(年間30日)欠席した場合、一定期間(6日以上)連続して欠席しているような場合、いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている場合など

2 組織としての対応(調査・報告)

(1)被害児童の保護

- 被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を一日複数回実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努める。
- スクールカウンセラーと教職員との情報共有の徹底を図るとともに、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害児童の保護者についても、大きなストレスを感じることが想定されることから、保護者の心のケアを行うため、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- スクールソーシャルワーカーや市町村福祉担当職員と連携し、福祉的な視点から被害児童の家庭状況を把握する。また、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。

○いじめが原因で不登校になっている被害児童の適応教室への通級や被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施する。

(2)加害児童への対応

○被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童の別室指導を検討する。なお、別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分協議する。

○加害児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、速やかに警察に相談・通報をする。また、警察への通報等の学校の考え方について、年度当初のPTA総会等で十分説明し、共通理解を図っておく。

○加害児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携の下、校長による訓告（校長による嚴重注意等）を検討する。また、懲戒を行ったにも関わらず改善が見られない場合には、教育委員会によって、出席停止にすることを検討する。

○加害行為の背景には、例えば、当該児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷などが原因になっている場合もあるので、必要に応じて、加害児童のケアにも努める。また、重大事態に至るケースにおいては、加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあるので、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努める。

(3)教育委員会・関係機関との連携

○重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告し、指導主事の派遣を要請したり、県教育委員会配属のスクールカウンセラースーパーバイザー等の活用を図ったりして、教育委員会と一体となって対応する。

○いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等がある場合があるので、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

○群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図る。

※群馬県こころの健康センター 住所 前橋市野中町368

電話 (027) 263-1166

FAX (027) 261-9912

(4)保護者・地域との連携

○憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

○PTA役員等に情報提供するなど、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

○重大事態においては、間断なく児童を見守る必要があるため、民生児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回を依頼する。

平成29年3月28日策定

平成30年9月改訂

(小学校低学年 例)

せいかつアンケート (〇がつ)

ねん くみ なまえ _____

1 あなたは がっこうに くるのが たのしいですか。

- ア たのしい
- イ たのしくない

2 あなたは 下のようなことをされ、いやだなとおもったことはありますか。

〇しるしをつけてください。

いやだったこと	しるし
わるぐちをいわれた	
なかまはずれにされた	
ぶたれたり、けられたりした	
じぶんのものをかくされたり、こわされたりした	

3 2のことを だれかに はなしましたか。〇をつけてください。

- ア せんせい イ 友だち ウ いえの人
- エ だれにも はなしてない

4 友だちが、2のようなことをされているのを見たり、きいたりしたことがありますか。

- ア ある
- イ ない

5 いま、こまっていることや なやんでいることがありますか。

- ア ある → そのことを、できたら下にかいてください。(ひみつはまもります)
- イ ない

6 これから、がんばりたいことをたくさんかきましょう。

【別紙2】(学級力向上アンケート)

月 アンケート「わたし・ぼくの学級」

高学年用

年 組 氏名

◆ それぞれの質問に、1～4の数字に○をつけましょう。

1：とてもあてはまる 2：まああてはまる

3：あまりあてはまらない 4：まったくあてはまらない

<目標達成力>

① 目標をたてる

今、みんなでがんばる目標がある学級だ。

1 2 3 4

② 努力する

目標に向かって、努力する学級だ。

1 2 3 4

<創造的対話力>

③ 話をつなげる

友達の話を受け止め、話をつなぐことができる学級だ。

1 2 3 4

④ 新たな考えをつくる

話し合いのとき、新しい考えを出し合う学級だ。

1 2 3 4

<協調維持力>

⑤ 相手を受け入れる

言いたいことが言える雰囲気がある学級だ。

1 2 3 4

⑥ 助け合い、教え合う

学習や生活で助け合ったり、教え合ったりする学級だ。

1 2 3 4

<規律遵守力>

⑦ 生活のきまりを守る

学校や学級のきまりを守って、みんなが気持ちよく生活できる学級だ。

1 2 3 4

⑧ 学習の約束を守る

学習の約束を守って、一生懸命に勉強する学級だ。

1 2 3 4

年 組 名 前

- ◆ それぞれの質問に、1～4の数字に○をつけましょう。
- 1：とてもあてはまる 2：まああてはまる
3：あまりあてはまらない 4：まったくあてはまらない

<目標達成力>

① 目標をたてる

今、みんなでがんばる目標がある学級だ。

1 2 3 4

② 努力する

目標に向かって、努力する学級だ。

1 2 3 4

<創造的対話力>

③ 話をつなげる

友達の話をうけとめ、話をつなぐことができる学級だ。

1 2 3 4

④ 新たな考えをつくる

話し合いのとき、新しい考えを出し合う学級だ。

1 2 3 4

<協調維持力>

⑤ 相手を受け入れる

言いたいことが言えるふんいきがある学級だ。

1 2 3 4

⑥ 助け合い、教え合う

学習や生活で助け合ったり、教え合ったりする学級だ。

1 2 3 4

<規律遵守力>

⑦ 生活のきまりを守る

学校や学級のきまりを守って、みんなが気持ちよく生活できる学級だ。

1 2 3 4

⑧ 学習の約束を守る

学習のやくそくを守って、いっしょうけんめい勉強する学級だ。

1 2 3 4

月 アンケート「わたし・ぼくのがっきゅう」

ていがかねんよう

ねん くみ なまえ

◆ それぞれのしるものに、1～4のすうじに○をつけましょう。

1：とてもあてはまる 2：まああてはまる

3：あまりあてはまらない 4：まったくあてはまらない

<もくひょうたっせいよく>

① もくひょうパワー

いま、みんなでがんばるもくひょうがある がっきゅうだ。 1 2 3 4

② がんばりパワー

もくひょうにむかって、がんばるがっきゅうだ。 1 2 3 4

<そうぞうてきたいわりよく>

③ はつげんパワー

ともだちのはなしをうけとめ、はなしをつなぐことができる
がっきゅうだ。 1 2 3 4

④ かんがえパワー

いろいろなかんがえかたを、だしあうことのできる
がっきゅうだ。 1 2 3 4

<きょうちょういじよく>

⑤ なかよしパワー

ともだちのよいところを、みつけることができる
がっきゅうだ。 1 2 3 4

⑥ たすけあいパワー

たすけあったり、おしえあったりする がっきゅうだ。。 1 2 3 4

<きいつじゅんしゅよく>

⑦ 生活のきまりを守る

がっこうやがっきゅうのきまり をまもって、
みんながきもちよくすごせる がっきゅうだ。 1 2 3 4

⑧ やくそくパワー

べんきょうのやくそく をまもって、いっしょうけんめいに
べんきょうするがっきゅうだ。 1 2 3 4

【別紙3】学級経営年間指導計画

	低学年	中学年	高学年
4 ・ 5 月	<p>◎学級目標を決めよう どんなクラスにしたい？（めざすクラス像）</p> <p>↓</p> <p>学級目標設定</p> <p>↓</p> <p>目標達成のためのルールづくり</p> <p>☆基本的なあいさつをする 「おはよう」「さようなら」</p> <p>☆何か失敗したら謝る。「ごめんなさい」</p> <p>☆みんなで決めたルールを守る。</p> <p>○係や当番のしごとをきちんとやろう。</p> <p>○楽しい遠足にしよう。</p>	<p>◎学級目標を決めよう どんなクラスにしたい？（めざすクラス像）</p> <p>↓</p> <p>学級目標設定</p> <p>↓</p> <p>目標達成のためのルールづくり</p> <p>☆基本的なあいさつをする 「おはよう」「さようなら」</p> <p>☆何か失敗したら謝る。「ごめんなさい」</p> <p>☆みんなで決めたルールを守る。</p> <p>○学級に必要な係を考え、やってみよう。</p> <p>○みんなで協力して遠足を成功させよう。</p>	<p>◎学級目標を決めよう どんなクラスにしたい？（めざすクラス像）</p> <p>↓</p> <p>学級目標設定</p> <p>↓</p> <p>目標達成のためのルールづくり</p> <p>☆基本的なあいさつをする 「おはよう」「さようなら」</p> <p>☆何か失敗したら謝る。「ごめんなさい」</p> <p>☆みんなで決めたルールを守る。</p> <p>○学級に必要な係を考え、友達と協力して実行しよう</p> <p>☆相手に聞こえるように話す。</p> <p>☆友達が話している時は最後まで聞く。</p> <p>○自分の役割を果たし協力して遠足を成功させよう。</p>
6 ・ 7 月	<p>☆相手に聞こえるように話す。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>☆友達が話している時は最後まで聞く。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>☆友達との約束は守る。</p> <p>☆「かーっ」となっても態度に表さない。</p> <p>○林間学校を成功させよう。（5年）</p> <p>◎学級目標についての反省</p>
9 ・ 10 月	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆友達が話している時は最後まで聞く。</p> <p>☆友達との約束は守る。</p> <p>○運動会を成功させよう。</p> <p>○友達と協力して、係や当番のしごとをさいごまでやる。</p> <p>○なかよし遠足を成功させよう。</p>	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆相手がいやな気持ちにならないように話す。</p> <p>☆「かーっ」となっても態度に表さない。</p> <p>☆友達が何かをうまくしたときは「上手だね」とほめる。</p> <p>☆友達が元気がないときは励ます。</p> <p>○運動会を成功させよう。</p> <p>○友達と協力して、係や当番の仕事を最後までやる。</p> <p>☆友達が一生懸命やって失敗したことは許す。</p> <p>○なかよし遠足を成功させよう。</p>	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆友達の秘密は黙っている。</p> <p>☆友達が何かをうまくしたときは「上手だね」とほめる。</p> <p>☆友達が元気がないときは励ます。</p> <p>☆友達が一生懸命やって失敗したことは許す。</p> <p>○運動会を成功させよう。</p> <p>○友達と協力して、係や当番の仕事を最後までやる。</p> <p>○なかよし遠足を成功させよう。</p>
11 ・ 12 月	<p>☆友達が一生懸命やって失敗したことは許す。</p> <p>☆みんなのためになることを見つけて実行する。</p> <p>○自分の目標をもって、持久走大会をがんばろう。</p> <p>☆友達が何かをうまくしたときは「上手だね」とほめる。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>☆みんなのためになることを見つけて実行する。</p> <p>○自分の目標をもって、持久走大会をがんばろう。</p> <p>☆けんかしたときに自分にも悪いところがないかを考える。</p> <p>☆係の仕事をするときに何をどうやったらよいか意見を言う。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>☆みんなのためになることを見つけて実行する。</p> <p>○修学旅行を成功させよう。（6年）</p> <p>○自分の目標をもって、持久走大会をがんばろう。</p> <p>☆けんかしたときに自分にも悪いところがないかを考える。</p> <p>☆係の仕事をするときに何をどうやったらよいか意見を言う。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>
1 ・ 2 ・ 3 月	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆自分がしてもらいたいことを相手にしてあげる。</p> <p>☆リーダーシップをとってアイデアを出す。</p> <p>☆班や係のリーダーに積極的に協力する。</p> <p>○6年生を送る会を成功させよう。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆友達が悩みを話してきたら、じっくり聞く。</p> <p>☆自分がしてもらいたいことを相手にしてあげる。</p> <p>☆リーダーシップをとってアイデアを出す。</p> <p>☆班や係のリーダーに積極的に協力する。</p> <p>○6年生を送る会を成功させよう。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>	<p>◎学級目標達成のためのルールの確認</p> <p>☆友達が悩みを話してきたら、じっくり聞く。</p> <p>☆自分がしてもらいたいことを相手にしてあげる。</p> <p>☆リーダーシップをとってアイデアを出す。</p> <p>☆班や係のリーダーに積極的に協力する。</p> <p>○卒業式を成功させよう。</p> <p>◎学級目標についての反省</p>

【別紙4】いじめ防止対策年間指導計画

月	教職員等の活動	児童の活動	保護者への啓発
4月	【生徒指導・教育相談部会】 ・いじめ防止基本方針の確認 ・児童の実態把握、共通理解 【担任】 ・学校生活アンケートの実施・集計・活用	・学級開き（ルールづくり） ・遠足（人間関係づくり） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・授業参観、学級懇談会 ・学校だより、学級だよりの発行
5月	【生徒指導・教育相談部会】 ・「いじめ防止強化月間」についての活動画作成 【担任】 ・「学校生活アンケート」及び「わたし・ぼくの学級」の実施・集計・活用	・いじめについて考える（基本的な理解） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・1・6年異学年交流ブラッシング ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・家庭訪問 ・HPにいじめ防止活動をUP ・学校だより、学級だよりの発行
6月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・全職員による全児童の見守りについての確認 【担任】 ・「学校生活アンケート」の実施・集計・活用 【学校評議員会①】 ・いじめ防止対策についての説明・支援要請	・なかよしタイム①（縦割り活動） ・2・5年異学年交流ブラッシング ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析）	・授業参観・学級懇談会 ・学校だより、学級だよりの発行
7月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】 ・「学校生活アンケート」の実施・集計・活用 【学校・民生児童委員との情報交換会】 ・児童についての情報交換	・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・教育相談（夏季休業中） ・学校だより、学級だよりの発行
8月	【校内研修】 ・いじめ防止対策についての研修会	・人権標語づくり	
9月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・運動会練習について全職員で見守り 【担任】 ・「学校生活アンケート」の実施・集計・活用	・運動会（応援合戦づくりや団対抗についての協力） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・運動会への協力 ・学校だより、学級だよりの発行
10月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・いじめ防止基本方針の確認・見直し 【担任】 ・「学校生活アンケート」の実施・集計 【学校評議員会②】 ・いじめについての現状報告・支援要請	・なかよし遠足（縦割り活動） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・3・4年異学年交流ブラッシング ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・なかよし遠足への協力 ・学校だより、学級だよりの発行
11月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・人権集中学習についての計画 ・「いじめ防止強化月間」についての活動画作成 【担任】 ・「学校生活アンケート」及び「わたし・ぼくの学級」の実施・集計・活用	・花いっぱい交流活動（敬老会との交流） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・なかよしタイム②（縦割り活動） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・公開授業（もちつき大会） ・学校だより、学級だよりの発行
12月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・いじめ防止強化月間の活動について 【担任】 ・「学校生活アンケート」実施・集計・活用	・人権集中学習、人権集会 ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・青健推標語作成（冬季休業中） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・学校だより、学級だよりの発行
1月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】 ・「学校生活アンケート」及び「わたし・ぼくの学級」の実施・集計・活用	・インターネット安全教室（5・6学年） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・学校だより、学級だよりの発行
2月	【生徒指導・教育相談部会】 ・児童や学級についての情報交換、共通理解 ・いじめ防止基本方針の確認・見直し 【担任】 ・「学校生活アンケート」の実施・集計・活用 【学校評議員会③】 ・1年間の様子についての報告・支援要請	・6年生を送る会（感謝・意欲） ・卒業式（学校全体の成長を見取る） ・いじめや学級力について考える（学級の実態分析） ・縦割り清掃 【児童会】 あいさつ運動・生活チェック	・授業参観、学級懇談会 ・学校だより、学級だよりの発行
3月			